

○石川県警察通信指令に関する訓令

〔平成24年2月28日〕
石川県警察本部訓令第2号

石川県警察通信指令に関する訓令を次のように定める。

石川県警察通信指令に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第9条）

第2章 情報の共有と連携（第10条－第14条）

第3章 人材育成及び教養訓練（第15条・第16条）

第4章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、迅速かつ的確な初動警察活動を行うため、通信指令課及び警察署が行う警察通信指令に関し、必要な事項を定めるものとする。

（警察通信指令の基本）

第2条 警察通信指令を行うに際しては、常に警察通信指令に関する適切な指揮の能力を有すると認められる幹部の指揮の下に警察通信指令を行うこととし、次の各号に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 警察通信指令の任務の重要性を認識するとともに、迅速かつ的確な初動警察活動に資するよう配慮すること。
- (2) 予断を排除し、常に冷静沈着な状況判断を行うこと。
- (3) 協力一致して事案に臨み、組織的な活動を行うこと。
- (4) 初動警察活動における警察の各部門間の連携の確保に努めること。

（通信指令室の任務）

第3条 通信指令課の通信指令室（警察通信指令の業務を行う場所をいう。以下「通信指令室」という。）においては、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 110番通報その他の緊急通報を受理すること。
- (2) 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。
- (3) 指令、手配、通報等（以下「指令等」という。）を行うこと。
- (4) 無線通話の統制を行うこと。
- (5) 警ら用無線自動車等の運用状況を把握すること。
- (6) 緊急配備を行うこと。
- (7) その他通信指令課長が指定した任務を行うこと。

2 常に無線傍受態勢を確立し、必要に応じて現場周辺に活動中の移動局に事案対応を指示するとともに、緊急の措置を要すると認める場合は、当該警察事象を所

掌する部門が態勢を整えるまでの間の初動的な措置に関し、署境を越えて警察職員並びに警察用車両、警察用船舶及び警察用航空機の運用に係る指示その他の必要な指令を行うこと。

- 3 緊急発信ボタン押下を認知した場合、最優先で事案対応にあたること。
(警察署通信室の設置等)

第4条 警察署に警察署通信室(以下「署通信室」という。)を設置し、通信指令責任者及び通信指令担当者を指定するものとする。

- 2 通信指令責任者は地域担当課長とし、地域担当課長が不在の時は、警察署長が指定した者を充てる。
- 3 執務時間外においては、当直主任が通信指令責任者の任務を代行するものとする。
- 4 通信指令担当者は、原則として石川県警察通信指令技能検定又は通信指令の適性を有する者等を充てる。

(署通信室の任務)

第5条 署通信室は、警察署において、通信指令室の活動を補い、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 警察署に通報される緊急通報を受理すること。
- (2) 事件、事故その他の警察事象に対する初動的な措置に必要な画像その他の情報を集約すること。
- (3) 指令等を行うこと。
- (4) 署活系の無線通話の統制を行うこと。
- (5) 緊急事案発生時には、通信指令室及び事案担当課(係)に対する即報を行うこと。
- (6) 無線自動車等の運用状況を把握すること。
- (7) その他警察署長が指定した任務を行うこと。

- 2 署通信室は、第3条第1項第6号(通信指令室が発令する緊急配備)及び同条第2項(その他の指令)の規定による指令等を受けた場合又は事件、事故その他の警察事象に係る通報について緊急の措置を要すると認める場合は、緊急配備(当該警察署に係るものに限る。)に係る指令を行うほか、当該警察事象を所掌する部門が態勢を整えるまでの間に当該警察署が行う初動的な措置に関し、警察職員、警察用車両及び警察用船舶の運用に係る指示その他の必要な指令を行うものとする。

(通信指令課における指揮等)

第6条 通信指令課長は、警察通信指令に関する調整を行い、部下職員を指揮監督するものとする。

- 2 通信指令官は、通信指令課長を補佐し、通信指令課長が不在の時は、その任務を代行するものとする。
(通信副指令官の指定及び任務)

第7条 通信指令課長は、通信指令課の警部補の階級にある者の中から通信副指令官を指定するものとし、通信副指令官は、通信指令官を補佐するものとする。

(受理と指令担当者の分離)

第8条 通信指令室においては、110番通報の受理を行う業務と当該通報に係る指令等(無線通話によるものに限る。)及び無線通話の統制を行う業務とを、別の職員が担当することを原則とする。

(通信指令業務の留意事項)

第9条 通信指令業務に従事する職員は、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 管内実態把握に努めること。
- (2) 発展性を踏まえた受理を行うこと。
- (3) 簡潔明瞭な指令を行うこと。
- (4) 通信指令業務の円滑化を図ること。
- (5) 秘密の保持を確保すること。
- (6) 事案処理所属、関係機関及び団体との緊密な連携に努めること。

第2章 情報の共有と連携

(報告)

第10条 移動局及び署通信室は、次の各号に掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 移動局は、現場臨場する際その旨を報告するものとし、続いて、現場到着・目前状況報告、判明事項を第一報として報告するものとする。
- (2) 署活系による事案概要は、県内系で即報し、情報の共有を図るものとする。

(主管課との連携)

第11条 通信指令課及び主管課は、110番通報において緊急の措置を要する事案の初動警察活動時においては、その対応に必要な措置及び情報の共有を積極的に行う等、相互の連携を強化すること。

(本部当直主任との連携)

第12条 通信指令官は、警察通信指令に関し必要に応じて本部当直主任との緊密な連携を保持しなければならない。

(広域通信指令のための連絡等)

第13条 通信指令課長は、他都道府県警察に関連する警察通信指令については、緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

2 通信指令課長及び警察署長は、警察通信指令に関し、関係行政機関と緊密な連携を図るものとする。

(通信指令室の機能喪失時の措置)

第14条 大規模な災害等により通信指令室の通信機能が喪失した場合は、通報場所を管轄する各警察署が110番通報を受理し指令するものとする。

2 前項の場合において緊急配備の発令等の必要性がある事案を受理した署通信室

は、次に掲げる署通信室に即報するとともに、即報を受けた署通信室は、臨時の通信指令室が構築されるまでの間、一時的に通信指令室の業務を代行するものとする。

(1) 代行順位（津幡警察署以南の各署）

第1順位 金沢中警察署通信室

第2順位 小松警察署通信室

第3順位 大聖寺警察署通信室

(2) 代行順位（羽咋警察署以北の各署）

第1順位 七尾警察署通信室

第2順位 羽咋警察署通信室

第3順位 輪島警察署通信室

3 通信指令課は、災害対策主管課及び関係課との連携を強化し、早期に臨時の通信指令室を構築しなければならない。

第3章 人材育成及び教養訓練

（人材育成等）

第15条 通信指令課長及び警察署長は、警察通信指令の専門性に鑑み、人材育成等に関し次の各号に掲げる事項に配意しなければならない。

(1) 適性を有すると認められる者を警察通信指令に従事させるよう配意すること。

(2) 職務遂行に必要な専門的な知識及び技能に関する指導教養を行うこと。

(3) 職員の警察通信指令に係る技能及びこれに関する知識について、検定その他の方法により、効果的な把握に努めること。

（現場対応能力の向上）

第16条 通信指令課長及び警察署長は、現場対応能力の向上を図るため無線通話訓練と一体となった実戦的訓練を計画的に実施するものとする。

第4章 雑則

（その他）

第17条 この訓令に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成24年3月1日から施行する。

2 石川県警察通信指令室の運営に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第1号）は、廃止する。